

北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する意見書

平成14年9月の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め謝罪してから、既に9年半が経過した。この間、5人の拉致被害者とその家族の帰国は実現したが、残りの拉致被害者について、北朝鮮は、平成20年8月の日朝実務者協議において、全ての拉致被害者を発見し帰国させるための全面的な調査に係る再調査を同年秋までに終了すること等を合意したにも関わらず、現在まで何の進展も見られず、全ての拉致被害者の帰国には未だ至っていない。

拉致問題は、わが国に対する重大な主権侵害かつ人権侵害である。

また、拉致被害者及び日本で帰国を待つ被害者家族においても高齢化が進んでおり、拉致問題の一刻も早い解決が強く求められる。

北朝鮮では、日本人拉致事件を指示したとされている金正日総書記が昨年12月に死去し、金正恩新体制に移行した。この機会を拉致問題解決の絶好の機会、最大のチャンスと捉え、拉致被害者の一日も早い救出に向けて、国際社会と協調して、北朝鮮に圧力をかけていくことが肝要である。

よって、国におかれては、拉致被害者全員の救出に向けて、政府一丸となって生存情報など情報収集活動を一層強化し、拉致被害者の安全を確保する手段を講じるとともに、北朝鮮に対し、拉致問題の全面解決に向けた具体的取組を全力で進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
外務大臣
拉致問題担当大臣